

○介護保険料の減免制度について

介護保険料は、被保険者全員が、それぞれの所得の状況などに応じ負担しています。

しかし、震災・風水害・火災等の災害や本人又はその属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」といいます)の死亡や長期入院による著しい収入の減少、生活困窮など、**特別な事情により、介護保険料の一部または全部を一時に納めることが困難な場合**、申請することによって、保険料の徴収猶予や減免を受けることができます場合があります。

申請に必要な書類など、詳しくは介護保険課介護保険料係までご相談ください。

